

特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめ の公開に対する考え方について（案）

平成 28 年 8 月 2 日
原子力規制委員会

1. 基本方針

平成 28 年 1 月 29 日の原子力規制委員会の結果を踏まえて、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）に係る審査結果のとりまとめに関して、その内容は原則公開することを基本とする。ただし、セキュリティの観点から審査結果のとりまとめの公開範囲は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第 5 条第 4 号に従い判断することとする。

なお、申請者による特重施設に係る申請書についても審査結果のとりまとめ同様にセキュリティの観点から非公開とすべき情報が不開示とされている必要があることから、申請者に対して適切に対応するように求める。

《参考》

『行政機関の保有する情報の公開に関する法律（抄）』

第五条 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

『行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準等（H24.9.19 原子力規制委員会）』

4 公共の安全等に関する情報（法第 5 条第 4 号）についての判断基準
公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、法第 5 条第 4 号に含まれる。

法第 5 条第 4 号に該当する情報の具体例としては、情報システムの設計仕様書、構成図等情報セキュリティに関する情報、電子署名を行うために必要なかぎ情報等が挙げられる。

2. 不開示情報の考え方

情報公開法第5条第4号に従い一部不開示とする範囲を以下のとおりとする。

(1) 特定の建造物への不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報

① 特重施設の名称、設置場所及び強度に関する記載及び図表

など

<上記情報を非公開とする理由>

- ・ 特重施設の名称、特重施設を設置する地盤に関する情報として破砕帯の位置が分かる情報、敷地地盤の性状・性質が分かる情報、特重施設の強度などを公開することで、特重施設の位置や仕様を特定する手がかりとなり、特重施設への不法な侵入又は破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。

(2) 特定のシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがある情報

① 特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等に関する記載及び図表

など

<上記情報を非公開とする理由>

- ・ 特重施設を構成する設備の名称、設置場所、強度、数等を公開することで、特重施設を構成する設備の位置や仕様を特定する手がかりとなり、特重施設を構成する設備への不法な侵入又は破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。

(3) その他、テロの立案を容易にするおそれがある情報

① 特重施設に係るテロリズムの想定に関する情報

② 大型航空機の衝突その他テロリズムによって生じる重大事故（以下、「特定重大事故」という。）発生時の対応に係る体制・手順に関する情報

③ 非公開としている審査ガイドの内容またはこれを類推できる情報（大型航空機の諸元に関する情報など）

など

<上記情報を非公開とする理由>

- ・ 特定重大事故で想定する大型航空機の特性等（想定している大型航空機の種類、速度、進入角度、搭載燃料、機種など）の特定重大事故に関する情報、特定重大事故発生時の対応に係る体制や手順に関する情報などを公開することで、特重施設又は特重施設を構成する設備の位置、仕様や対応手段を特定する手がかりとなり、特重施設又は特重施設を構成する設備の破壊を招くおそれや犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。

(4) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（第91条第2項第27号）等に定める特定核燃料物質の防護に関する事項に該当する情報